

公的研究費の研究代表者及び研究分担者 各位  
公的研究費の運営・管理に係る構成員 各位

大垣女子短期大学  
学長 曽根 孝仁

### 公的研究費等使用に関するアンケート調査及び誓約書の提出について

平成 26 年 2 月、文部科学省は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」を見直し、新たな基本方針として「不正を事前に防止する取組」、「組織の管理責任の明確化」、「国による監視と支援」の 3 点が示されました。

あわせて、文部科学省から科研費などの公的研究費を獲得された研究者に新たな基本方針の理解と、科研費使用ルールの周知徹底をすることを、機関として義務付けられています。

さらに文部科学省からは、「体制整備等自己評価チェックリスト」の回答を、毎年度科研費申請前に求められており、その中でチェック項目「研究費の使用ルール等について、研究者への周知と浸透度の把握」が挙げられています。

つきましては、文科省の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に係るコンプライアンス教育用コンテンツ紹介サイト

【[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/kansa/houkoku/1350200.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1350200.htm)】に掲載されていますコンプライアンス教育用教材のうち、研究者向け又は、管理者向け教材のご視聴と、文科省ガイドライン並びに本学諸規程をご確認のうえ、別途、アンケートと誓約書のご提出をお願いいたします。

提出先：総務課

# 誓 約 書

大垣女子短期大学 学長 殿

## (研究者)

私は、本学において研究活動を遂行するにあたり、公的研究費の配分機関の助成条件や使用ルールの内容を理解し、これらの関連規程並びに本学の定める規程等を遵守することをここに誓約します。

また、公的研究費が国民の貴重な税金で賄われていることを十分認識し、研究費を公正かつ効率的に使用し、不正を行わないことを誓約します。

なお、不正を行った場合は、本学及び配分機関からの処分並びに法的な責任を負うことを誓約します。

## (研究者以外の運営・管理構成員)

私は、本学において公的研究費の運営・管理に携わるにあたり、公的研究費の配分機関の助成条件や使用ルールの内容を理解し、これらの関連規程並びに本学の定める規程等を遵守することをここに誓約します。

また、公的研究費が国民の貴重な税金で賄われていることを十分認識し、研究費が公正かつ効率的に使用されていることの確認をするとともに、運営・管理においても不正行為を行わないことをここに誓約します。

なお、不正を行った場合は、本学及び配分機関からの処分並びに法的な責任を負うことを誓約します。

年 月 日

研究者 研究者以外の運営・管理構成員

所 属 \_\_\_\_\_

職 名 \_\_\_\_\_

氏 名 (自署) \_\_\_\_\_

## 2017年度公的研究費使用に関するアンケート

※該当する記号に○をつけてください。

### 1. ガイドライン・規程等に関して

- 1) 文部科学省において決定された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」の内容について
  - ア. 理解している
  - イ. 概ね理解している
  - ウ. 理解が足りないので説明してほしい
- 2) 「大垣女子短期大学における公的研究費の管理・監査に関する規程」について
  - ア. 理解している
  - イ. 概ね理解している
  - ウ. 理解が足りないので説明してほしい
- 3) 「大垣女子短期大学における研究者の行動規範」について
  - ア. 理解している
  - イ. 概ね理解している
  - ウ. 理解が足りないので説明してほしい
- 4) 「大垣女子短期大学における研究活動の不正行為の防止に関する規程」について
  - ア. 理解している
  - イ. 概ね理解している
  - ウ. 理解が足りないので説明してほしい

### 2. 不正の重大さに関して

- 1) 公的研究費の不正使用は、自身だけでなく、所属機関や他の研究者等の信用をも失墜させ、さらには広く研究活動に携わる全ての者に深刻な影響を及ぼすものです。  
この点について、
  - ア. 理解している
  - イ. 概ね理解している

### 3. 研究費の使用に関して

- 1) 申請課題の研究遂行にのみ必要な研究費を使用し、それ以外の使用は不可です。  
この点について、
  - ア. 理解している
  - イ. 理解が足りないので説明してほしい

(裏面に続く)

2) 不正使用の事例として「預け金」「カラ出張」「カラ謝金」などがあります。

この点について、

ア. 理解している

イ. 理解が足りないので説明してほしい

3) 研究計画の変更などにより、研究費の執行が当初の予定どおり行えない場合については、

科研費の場合は弾力的な使用を目的としての制度（前倒しや繰越など）があります。

この点について、

ア. 理解している

イ. 理解が足りないので説明してほしい

4) 研究費は、使い切らずに返還しても以後の申請や採択において、本人が不利益を受けることはありません。

この点について、

ア. 理解している

イ. 理解が足りないので説明してほしい

5) 研究費の使用ルールを遵守しない場合には、研究者には返還や応募制限等のペナルティが科されます。また、研究機関の体制不備が指摘された場合には、研究機関には管理条件が付与されたり、間接経費の措置削減等が科されます。

この点について、

ア. 理解している

イ. 理解が足りないので説明してほしい

#### 4. その他

科研費をはじめとする公的研究費に関することで、日頃感じていることや研究支援のあり方に対するご意見があれば、ご記入ください。

氏名

ご協力ありがとうございました。